オープンカレッジ

名古屋市立大学大学院
経済学研究科教授
神山　眞一氏

自主自律を妨げる認証評価

平成3年の臨時教育審議会答申「大学教育の改善について」に基づき実施された大学設置基準の改正(大綱化)は、我が国大学の在り方を根本的に変えるものでした。大綱化すなわち設置基準の弾力化は、大学の自主性を尊重し、大学に自律的な質保証機能を求めるものであり、教養教育と専門教育の区分の廃止等大学教育を自由化すると同時に、自らの教育研究活動を自己点検評価することを求めるものでした。従前は、大学ないし学部設立時や改組の際、

かみやま　しんいち　数量分析論、経済工学。東京工業大学大学院理工学研究科博士課程修了。1948年生まれ。

変わりゆく大学教育

大学設置基準に基づき文部科学省による厳格な審査がなされる事前規制型であり、最初の卒業生を輩出した後は文部科学省による監視が終了し、かなりルーズな大学運営が行われていました。このルーズな大学運営を正すために、自己点検評価の義務化と自由化とが同時に実施されました。

大綱化により大学の設立が容易になったことから、大学数は平成3年の514校から平成25年の782校へと急増し、大学進学率も平成3年の25・5%から平成25年の49・9%へと倍増しました。しかし、OECD加盟国平均の大学進学率62%に比べれば、まだまだ低い水準とされています。

大綱化以降は、教養部解体が各大学で進み、結果として教養教育軽視の風潮が生まれたように思われます。また、期を同じくして平成4年から始まった〝ゆとり教育〟の影響か学生気質が変化し、入試に関係のない科目を学ばない、各自の目指す専門に関係のない科目の履修を好まない等、学生の方にも教養教育を積極的に学ぼうとする姿勢が見られなくなったように思われます。

大綱化のもう一つの柱である自己点検評価は、平成3年に努力義務化、平成11年に義務化され、一定の成果があったと思われますが、自己点検評価だけでは不十分との中央教育審議会答申に基づき、7年ごとに認証評価機関による外部評価を受けることを義務化した認証評価制度が平成16年に導入されました。機関ごとに評価基準が細かく定められており、その後中央教育審議会が矢継ぎ早に出してくる大学改革案の着実な実現が問われています。特に、全教員参加のFD活動の義務化、FD活動の効果検証としての大学満足度調査及び授業評価アンケートの実施、教員業績評価制度の導入、単位制度の実質化のためのシラバスの充実、セメスター制及びCAP制（履修登録上限設定制度）の導入、GPA（総合的成績評価制度）の導入及び活用、半期15回の講義の実施等が厳格に求められ、さらには、グローバル人材育成のための英語力向上、地域貢献重視等のミッション再定義等も求められています。各大学は、評価基準を満たすべく教育改革を実施しており、結果的に大学教育の実施方法は、画一的にならざるをえなくなっています。認証評価制度の導入は、大学の自主性・自律性を尊重したはずの大綱化が、逆に7年ごとに設置審査を受けるに等しい状況をもたらしたと考えているのは私だけでないと思います。

中部経済新聞社　本紙　２０１４年０３月２１日　００５面　０１版